

平成30年第10回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成30年10月29日(月) 13時30分～13時55分

1 場 所 南有馬庁舎 2階会議室

1 出席者の氏名

教育長	永 田 良 二
教育委員	近 藤 孝 信
教育委員	塩 田 絹 代
教育委員	吉 田 英 則
教育委員	松 尾 哲

1 欠席者の氏名

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	深 松 良 蔵
教育総務課長	山 崎 康 徳
学校教育課長	谷 口 誠 志
生涯学習課長	南 原 伸 治
スポーツ振興課長	泉 淳一郎
文化財課長	松 本 慎 二
学校教育課学事班長	塩 土 敬 治
教育総務課総務班長	荒 木 一 弘

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第40号 南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について

議案第41号 南島原市就学援助事務取扱要綱の制定について

議案第42号 南島原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

第7 閉会

日程第1 開 会

永田教育長 それでは、ただ今から平成30年第10回定例会を開会いたします。

日程第2 前回会議録の承認

永田教育長 日程第2、前回会議録の承認ですが、近藤委員が指名されておりましたので、署名をお願いいたします。

(平成30年第9回定例会…近藤委員が署名)

永田教育長 ありがとうございます。

日程第3 会議録署名人の指名

永田教育長 日程第3、会議録署名人の指名ですが、今回は、塩田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長 そのとおり、決定いたします。

日程第4 教育長報告

永田教育長 日程第4、教育長報告に入ります。教育次長から説明をさせます。

教育次長 (別紙により、平成30年9月19日から平成30年10月28日までの諸会議及び諸行事の結果等の概要について報告)

永田教育長 今の報告について、何かお尋ね等ございませんでしょうか。

永田教育長 特になければ、以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

日程第5 議案審議

永田教育長 続きまして、日程第5、議案審議に入ります。
議案第40号「南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について」を提案いたします。
それでは、担当課長より説明させます。

学校教育課長 議案第40号「南島原市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。
平成30年9月1日施行の子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、未婚のひとり親について、これを寡婦（寡夫）とみなした場合に、市町村民税が課されない者の負担上限月額と同額となるよう、また、保育料の利用者負担額に係る市町村民税所得割の算定に当たって、地方税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されるものとみなすものでございます。
別表第1第3条関係についてご説明いたします。
3ページの新旧対照表をご覧ください。

第2項で、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、「市町村民税の所得割を課されない者」について、地方税法第292条第1項第11号及び第12号の寡婦（夫）の市町村民税に関する用語の意義の読み替えについて改めるものでございます。

4ページをご覧ください。

第3項で、子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、市町村民税所得割の算定にあたり、地方税法第292条第1項第11号及び第12号の寡婦（夫）の市町村民税に関する用語の意義の読み替えについて改めるものでございます。

最後に、附則関係についてご説明いたします。

2ページの改め文をご覧ください。

附則第1項は、施行日を定めております。

附則第2項は、経過措置として、「平成30年9月分以後の保育料について適用する。」と定めております。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

永田教育長 この件について、何か質疑等ございませんか。

永田教育長 特になければ、原案どおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長 議案第40号については、原案どおり可決いたします。

永田教育長 次は、議案第41号「南島原市就学援助事務取扱要綱の制定について」を提案いたします。

それでは、担当課長より説明させます。

学校教育課長 議案第41号「南島原市就学援助事務取扱要綱の制定について」ご説明いたします。

改正前の南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱につきましては、合併前の旧南有馬町だけにあった要綱をそのまま南島原市の要綱として制定されております。

その旧南有馬町の要綱は、要保護及び準用保護児童生徒の就学援助に要した費用について、国の補助金が交付されている頃の国の事務処理要領（昭和39年2月3日文科省初中局長・体育局長通達）に準じた内容となっております。

しかし、平成17年に準要保護に対しての国の補助金が廃止され、代わりに児童生徒数に一定の金額を乗じた地方交付税で措置されることになり、その事務については市町村の裁量となりました。

そのため、国の事務処理要綱に準じた内容となっている現在の要綱を全部改正し、要綱名も南島原市就学援助事務取扱要綱と改正するものでございます。

申請、認定等の事務は変わりませんが、今まで必要だった書類などを見直し、また、申請書の様式を改正し、より効率的な事務取扱に改正するものでございます。

なお、この告示は平成30年11月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

永田教育長 この件について、何か質疑等ございませんか。

永田教育長 特になければ、原案どおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長 議案第41号については、原案どおり可決いたします。

永田教育長 次は、議案第42号「南島原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について」を提案いたします。
それでは、担当課長より説明させます。

学校教育課長 議案第42号「南島原市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示について」ご説明いたします。
南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱の全部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。
2ページの新旧対照表をご覧ください。
第2条中「南島原市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成18年南島原市教育委員会告示第3号）」を「南島原市就学援助事務取扱要綱（平成30年南島原市教育委員会告示第4号）」に改めるものでございます。
なお、この告示は平成30年11月1日から施行するものでございます。
以上で、説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

永田教育長 この件について、何か質疑等ございませんか。

永田教育長 特になければ、原案どおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長 議案第42号については、原案どおり可決いたします。

日程第6 その他

永田教育長 続きまして、日程第6、その他「（1）準要保護児童生徒就学援助の申請について」ですが、この案件は個人情報が含まれておりますので、非公開で審議したいと思います、よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長 この案件は、非公開と決定いたします。

（非公開の審議）

永田教育長 小学校 認定 2人
中学校 認定 2人
本件につきましては、そのとおり決定したいと思います、よろしいでしょうか。

<はいの声>

永田教育長 そのとおり、決定いたします。

永田教育長 次は、日程第6、その他「（2）次回教育委員会定例会の開催について」を議題といたします。
今回は、11月26日、月曜日、午後2時から開催したいと思いますので、ご出席をお願いいたします。

永田教育長 最後に「(3) その他」ですが、皆様方から何かございませんか。

学校教育課長 (平成30年度全国学力・学習状況調査結果について説明)

永田教育長 他にございませんか。
他になれば、以上をもちまして、本日の第10回定例会を閉会いたします。

閉 会 13時55分

会議録署名

教育委員

記録職員